

農耕作業用自動車等機能確認要領

制 定	平成 8 年 12 月 27 日 付 け 8 農 産 第 9055 号 農 林 水 産 省 農 産 園 芸 局 長 通 知
一 部 改 正	平成 9 年 5 月 1 日 付 け 9 農 産 第 2901 号
	平成 10 年 9 月 2 日 付 け 10 農 産 第 6402 号
	平成 11 年 1 月 11 日 付 け 10 農 産 第 9575 号
	平成 11 年 1 月 21 日 付 け 10 農 産 第 8729 号
	平成 11 年 10 月 14 日 付 け 11 農 産 第 6230 号
	平成 12 年 4 月 1 日 付 け 12 農 産 第 2016 号
	平成 12 年 12 月 21 日 付 け 12 農 産 第 9079 号
	平成 15 年 10 月 1 日 付 け 15 生 産 第 4184 号 農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知
	平成 16 年 7 月 15 日 付 け 16 生 産 第 1740 号
	平成 19 年 10 月 16 日 付 け 19 生 産 第 4297 号
	平成 23 年 9 月 30 日 付 け 23 生 産 第 4616 号
	平成 26 年 10 月 1 日 付 け 26 生 産 第 1554 号
	平成 29 年 11 月 2 日 付 け 29 生 産 第 1430 号
	令 和 元 年 6 月 21 日 付 け 元 生 産 第 271 号
	令 和 3 年 3 月 16 日 付 け 2 生 産 第 2353 号
	令 和 8 年 3 月 2 日 付 け 7 生 産 第 4611 号 農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知

第 1 適 用

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の別表第1の小型特殊自動車の項の第2号に該当する農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車及び田植機並びに国土交通大臣が特殊自動車として指定（平成13年運輸省告示第1664号）した林内作業車（以下「農耕作業用自動車等」という。）について、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の3第1項の規定に基づき、国土交通大臣が行う小型特殊自動車の型式認定（変更承認を含む。）及び自動車型式認証実施要領（平成10年11月12日付け自審第1252号。以下「認証要領」という。）の別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」の第2及び第7に基づく申請に関して必要となる当該型式についての機能確認（以下「機能確認」という。）の実施は、この要領に定めるところによる。

第 2 申 請 書

農耕作業用自動車等についての機能確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、別記様式第1号の農耕作業用自動車等機能確認願（3部）及び別表に掲げる添付書面を別記様式第2号の提出書面一覧表に取りまとめて提出するものとする。なお、別表に掲げる添付書面及び別記様式第2号の提出書面一覧表は、郵送、持参又はE-mail（電磁的記録により作成されたPDF形式）により提出することができる。

第 3 機 能 確 認 の 実 施

1. 農産局長は、第2の申請があった場合には、日時及び場所を指定して次に掲げる項

目につき申請に係る型式についての機能確認を行う。

なお、(4)の(ウ)の定格出力及び機関回転速度、(5)の排出ガス及び(15)の排出ガス発散防止装置の測定に当たっては、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施した数値等又は装置型式指定実施要領(平成10年11月12日付け自技第215号、自審第1253号、自環第222号国土交通省自動車交通局長通達)の第8に基づく一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定を受けた際に実施した数値等によるものとする。

(1) 寸法

(ア) 長さ

(イ) 幅

(ウ) 高さ

(エ) 軸距又は接地長

(オ) 輪距又は履帯中心距離

(カ) 最低地上高

(2) 車両重量

(ア) 前前軸重

(イ) 前後軸重

(ウ) 後前軸重

(エ) 後後軸重

(3) 最大安定傾斜角度

(4) 原動機

(ア) 最高回転速度

(イ) 総排気量

(ウ) 定格出力／機関回転速度

(5) 排出ガス

(ア) 8モード及びNRTCモード：CO (g/kWh)

(イ) 8モード及びNRTCモード：NMHC (g/kWh)

(ウ) 8モード及びNRTCモード：NO_x (g/kWh)

(エ) 8モード及びNRTCモード：PM (g/kWh)

(オ) 7モード：CO (g/kWh)

(カ) 7モード：THC (g/kWh)

(キ) 7モード：NO_x (g/kWh)

(ク) 無負荷状態・7モード：CO (%)

(ケ) 無負荷状態・7モード：HC (ppm)

(ア) から (エ) までの確認は、軽油を燃料とする自動車について行い、(オ) から (ケ) までの確認は、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車について行う。

(6) 最高速度

(7) 最高速度時における制動停止距離

(8) 最小回転半径

(9) 車輪の場合 前輪タイヤの呼び

後輪タイヤの呼び

- (10) 履帯を有する場合
 - (ア) 接地部の種類
 - (イ) 履帯幅
 - (ウ) 接地面積
 - (エ) 接地圧（空車時）
- (11) 動力伝達方式
 - (ア) 原動機より走行部
 - (イ) 原動機より作業部
- (12) 変速段数
 - (ア) 前 進
 - (イ) 後 進
- (13) 全減速比（最低速時の減速比と最高速時の減速比）
- (14) 制動装置
 - (ア) 主ブレーキの種類・形式
 - (イ) 駐車ブレーキの種類・形式
 - (ウ) 系統数及び制動輪
- (15) 排出ガス発散防止装置
- (16) 灯火
 - (ア) 走行用前照灯
 - (イ) すれ違い用前照灯（最高速度が20キロメートル以上のもの及び走行用前照灯の光度が1万カンデラ以上のものに限る。）
 - (ウ) 車幅灯（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下のものを除く。）
 - (エ) 尾 灯（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下のものを除く。）
 - (オ) 制動灯（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下のものを除く。）
 - (カ) 後退灯（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下のもの並びに幅0.8メートル以下のものを除く。）
- (17) 後部反射器
- (18) 警音器
- (19) 後写鏡
- (20) 方向指示器
 - (ア) 前 後
 - (イ) 側 方
- (21) 連結装置
- (22) 農耕作業等の機能
- (23) 乗車装置
- (24) その他

2. 農産局長は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において機能確認を行うものとする。

3. 機能確認の実施に当たって、機能確認担当者は申請者に対し、申請に係る機械のほか必要と認める資料の提出を求めることができる。

第4 機能確認書の交付

農産局長は、第3の機能確認を終了したときは、農耕作業用自動車等機能確認願に終了した日付を記入し、農耕作業用自動車等機能確認書として申請者に交付するものとする。

第5 機能確認の実施方法等

機能確認に係る確認項目の測定等の実施方法、類別（自動車型式認証実施要領（平成10年11月12日付け自審第1252号の附則1「自動車等の同一型式判定要領」（以下「同一型式判定要領」という。）の第2によるものをいう。以下同じ。）の申請及び変更承認申請（自動車型式認証実施要領の第4「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」の第7号第1項によるものをいう。）に係る申請書類の作成方法及び確認方法は、技術普及課長が別途定める。

別表

添付書面	記載要領等
1 諸元表	1 様式は、別記様式第3号の1及び第3号の2によること。 2 記載要領は、認証要領の附則5「自動車等の諸元表の記載要領」に準じて記載すること。
2 外観図	記載要領は、認証要領の附則6「自動車等の外観図の記載要領」によること。
3 外観写真	外観写真は、自動車の外観が明確に判別できるものであること。
4 保安基準適合検討書	道路運送車両の保安基準の各規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。
5 最高速度の計算書	最高速度の計算とその計算の根拠を記載すること。
6 最大安定傾斜角度計算書	様式は、別記様式第4号によること。
7 構造・装置の概要説明書	1 主要な構造・装置の説明書 用途、構造・装置、性能の特徴を中心として記載すること。 また、規制適用日前に規制対応を実施した場合にはその旨を記載すること。 2 排出ガス対策説明書 様式は、別記様式第5号によること。 排出ガス発散防止装置については、当該装置全体の構成概略図を添付すること。 3 類別及び変更承認申請に係る場合には、その内容が判別できるように記載すること。
8 付属作業機諸元表、刈取脱穀部等諸元表、薬剤タンク・ポンプ・噴霧ノズル等諸元表又は植付け部等諸元表	様式は、農耕トラクタの場合にあっては別記様式第6号、刈取脱穀作業車の場合にあっては別記様式第7号、農業用薬剤散布車の場合にあっては別記様式第8号、田植機の場合にあっては別記様式第9号によること。
9 型式認定番号標取付図	型式認定番号標の取付位置及び取付方法を明確に記載すること。
10 原動機総排気量表示図	原動機総排気量の表示位置及び表示方法を明確に記載すること。
11 車台番号の打刻届出書	自動車の車台番号の打刻届出書の写しを添付すること。
12 原動機の型式の打刻届出書	自動車の原動機の型式の打刻届出書の写しを添付すること。

13 構造変更経緯書	1 様式は、別記様式第10号によること。 2 型式認定変更承認申請（類別の追加を含む。）に係る場合に限る。
14 社内試験成績報告書	様式は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき同機構が定めた審査事務の実施に関する規程に準ずること。
15 その他機能確認の実施に当たって必要と認める書面	

備考1 用紙の大きさは、特に指定したものを除き日本産業規格A列4番とする。

ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

- 2 9、10の書面については、7構造・装置の概要説明書に型式認定番号標の取付位置及び取付方法、原動機総排気量の表示位置及び表示方法を記載した場合には、省略して差し支えない。
- 3 14の書面については、認証要領の附則16「検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領」の別表第2の整理番号18の社内試験成績書（灯火装置試験等、農耕作業用自動車等に必要と認めるもの）による。
- 4 7の2の排出ガス対策説明書については、定格出力が19kW以上560kW未満であって軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を搭載するものに限り記載すること。

農 耕 作 業 用 自 動 車 等 機 能 確 認 願

農林水産省農産局長 殿

年 月 日

氏名（名称及び代表者の氏名）

住所

国土交通大臣の行う小型特殊自動車の型式認定を受けるために必要ですので、下記の自動車について別紙機能を有することの確認を願います。

記

車 体 の 形 状	
車 名 及 び 型 式	
類 別	
車 台 番 号	
原 動 機 型 式	
備 考	

上記自動車について、別紙のとおり機能を有することを確認する。

年 月 日

農林水産省農産局長

（日本産業規格A列4番）

（注）氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

車名及び型式（類別）

車体番号	
原動機型式	
確認場所	
担当者	

(その1)

類別		設計値	実測値
確認項目			
寸法 m	長さ		
	幅		
	高さ		
	軸距又は接地長		
	輪距又は履帯中心距離		
	最低地上高		
車両重量 kg	前前軸重		
	前後軸重		
	後前軸重		
	後後軸重		
	計		
最大安定傾斜角度		左	
角度		右	
原動機最高回転速度 rpm			
原動機総排気量 L			
定格出力 kW/機関回転速度 rpm			
排出ガス	8モード及びNRTCモード：CO (g/kWh)		
	8モード及びNRTCモード：NMHC (g/kWh)		
	8モード及びNRTCモード：NOx (g/kWh)		
	8モード及びNRTCモード：PM (g/kWh)		
	7モード：CO (g/kWh)		
	7モード：THC (g/kWh)		
	7モード：NOx (g/kWh)		
	無負荷状態・7モード：CO (%)		
無負荷状態・7モード：HC (ppm)			
最高速度 km/h			
最高速度時における制動停止距離 m			
最小回転半径 m			
車輪の場合	前輪タイヤの呼び		
	後輪タイヤの呼び		
履帯を有する場合	接地部の種類		
	履帯幅 cm	左	
		右	
	接地面積 á	左	
		右	
接地圧 kg/á	左		

	(空車時)	右		
--	-------	---	--	--

(その2)

動力伝達 方 式	原動機 より 走行 部		
	原動機 より 作業 部		
変速段数	前 進		
	後 進		
全減速比	最 高 速 時		
	最 低 速 時		
制動装置	主ブレーキの種類・形式		
	駐車ブレーキの種類・形式		
	系統数 及び 制動 輪		
乗車装置	座席ベルト取付装置形式		
	座席ベルト取付装置数		
	座席ベルト形式		
	座席ベルト数		
	適合規格		
	(シートベルト単体)		
	(取付部含む)		
排 出 ガ ス 発 散 防 止 装 置			
灯 火	走 行 用 前 照 灯		
	すれ違い用前照灯		
	車 幅 灯		
	尾 灯		
	制 動 灯		
	後 退 灯		
後 部 反 射 器			
警 音 器			
後 写 鏡			
方向指示器	前 後		
	側 方		
連 結 装 置			
農 耕 作 業 等 の 機 能			
備 考			

(日本産業規格A列4番)

- 備考1 同一型式中に複数の類別がある場合には、「設計値」及び「実測値」の欄に追加して記載することができる。この場合、記載内容が左欄と同一の場合には、該当欄にその旨を示す「←」又は「同左」を記入してもよい。
- 2 記載項目に該当するものがない場合には、「/」又は「-」を記入する。
- 3 接地長が左右で異なる場合は「左右」、輪距は「前後」としてそれぞれの数値を記入する。
- 4 「排出ガス」及び「排出ガス発散防止装置」の項については、定格出力が19kW以上560kW未満であって軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を搭載するものに限り記載すること。

提出書面一覧表

車名及び型式

書面の名称	提出・省略の別	備考

(日本産業規格A列4番)

備考1 「書面の名称」の欄には、申請等の種類に応じ、提出を要するとされた添付書面の名称を記載すること。

ただし、書面の名称をあらかじめ網羅して記載した提出書面一覧表を用いるときは、提出を要しない書面について提出・省略の別欄に「-」又は「/」を記入すること。

- 2 「提出・省略の別」の欄には、書面を提出する場合には「○」を、書面の提出を省略する場合には「×」をそれぞれ記入すること。
- 3 「備考」の欄には、書面の提出を省略する理由等を具体的に記載すること。

(指定番号等)		諸 元 表	
型式認定番号		類別	
型式認定年月日		仕様	
変更承認年月日		通称名	
車名及び型式		車体の形状	
		車体の型式	
車台の名称及び型式		長さ (m)	
		幅 (m)	
		高さ (m)	
車体の名称		軸距又は接地長 (m)	
製作者等の氏名又は名称	車両重量 (kg)	前前軸重	
		前後軸重	
		後前軸重	
		後後軸重	
		計	
燃料の種類		乗車定員 (人)	
		最大積載量 (kg)	
原動機の型式		車両総重量 (kg)	前前軸重
			前後軸重
総排気量 (L) 又は定格出力 (kW)			後前軸重
			後後軸重
		計	
シリンダ数配列		最大安定傾斜角度	左
冷却方式 サイクル			右
		車輪配列	
車台番号の打刻様式		最高出力 (kW/rpm)	
		最大トルク (N・m/rpm)	
車台番号の打刻位置	排出ガス重量	7モード	CO (g/kWh)
			THC (g/kWh)
NOx (g/kWh)			
無負荷状態・7モード：CO (%)			
無負荷状態・7モード：HC (ppm)			
原動機の型式の打刻様式			
原動機の型式の打刻位置			

- 備考1 車体の形状欄には、「農耕トラクタ」（耕うん機にけん引されることを目的として製作された物品積載装置を装着した状態で自動車として認められたものにあつては、「農耕トラクタ（歩行型）」とする。）、
「刈取脱穀作業車」、「農業用薬剤散布車」、「田植機」又は「林内作業車」の別に記入すること。
- 2 接地長が左右で異なる場合は「左右」又は「LR」としてそれぞれの数値を記入すること。
- 3 ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする農耕作業用自動車等であつて、7モード排出ガス試験の適用を受けるものの排出ガス重量については、別記様式第3号の1に記入すること。軽油を燃料とする農耕作業用自動車等であつて、8モード及びNRTCモード排出ガス試験の適用を受けるものの排出ガス重量については、別記様式第3号の2に記入すること。

諸		元		表	
類		別			
寸法	輪距又は履帯中心距離				
	最低地上高				
性能	最高速度 km/h				
	最高速度時における制動停止距離 m				
	最小回転半径 m				
タイヤ	前輪				
	後輪				
履帯接地部	接地部の種類				
	履帯幅 cm	左			
		右			
	接地面積 á	左			
右					
原動機	最高回転速度 rpm				
	定格出力kW/機関回転速度rpm				
排 出 力	排出ガス重量：8 _F - _T 及び _U N _R T _C _F - _T : CO (g/kWh)				
	排出ガス重量：8 _F - _T 及び _U N _R T _C _F - _T : NMHC (g/kWh)				
	排出ガス重量：8 _F - _T 及び _U N _R T _C _F - _T : NO _x (g/kWh)				
	排出ガス重量：8 _F - _T 及び _U N _R T _C _F - _T : PM (g/kWh)				
か 装 置	形 式				
	倍 力 装 置				
操 向 装 置	形 式				
	操 向 ク ラ ッ チ				
	操 向 ブ レ ー キ				
全 減 速 比	最 高 速 時				
	最 低 速 時				
制 動 装 置	主ブレーキの種類・形式				
	駐車ブレーキの種類・形式				
	系 統 数 及 び 制 動 輪				
乗 車 装 置	座席ベルト取付装置形式				
	座席ベルト取付装置数				
	座席ベルト形式				
	座席ベルト数				
	適 合 規 格				
	(シートベルト単体) (取付部含む)				
排出ガス発散防止装置					
ブローバイ・ガス還元装置					
灯 火 計 器 類	走 行 用 前 照 灯				
	す れ 違 い 用 前 照 灯				
	車 幅 灯				
	尾 灯				
	制 動 灯				
	後 退 灯				
	方 向 指 示 器	前 面			
		後 面			
		側 面			
	後 部 反 射 器				
	警 音 器				
速 度 計 及 び 走 行 距 離 計					
そ の 他 計 器					
連 結 装 置					
併用できる原動機の名称及び型式					
吸入負圧及び排気圧力 (kPa)					

備	考		
---	---	--	--

備考1 複数の型式の原動機を併用できるものについては、主として使用される原動機について諸元表を作成し、併用することができる原動機の名称及び型式を原動機の名称及び型式欄に併記すること。

この場合において、これらの原動機の内最高出力又は最高回転速度の高いものから記入すること。

2 輪距は「前後」としてそれぞれの数値を記入すること。

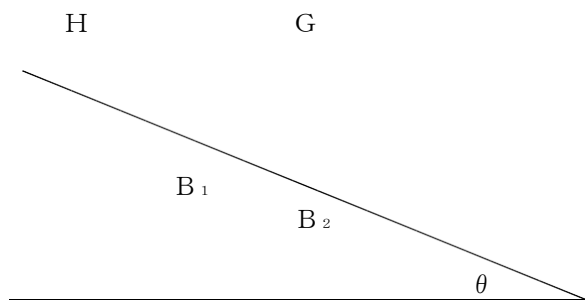
3 シートベルトに適合規格が記載されていない場合は、成績証明書またはそれに相当するものを添付すること。
また、適合規格が不明な場合は、実際に強度確認を行った規格を備考欄（JISD4604、ISO3776等）に記載し、試験証明書を添付すること。

最大安定傾斜角度計算書

車名及び型式	
--------	--

1. 略図

(例)



θ : 最大安定傾斜角度
 B_1 : 安定幅
 B_2 : 安定幅
 H : 重心位置高さ
 G : 重心位置

2. 計算式

(注) 計算は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき同機構が定めた審査事務の実施に関する規程別添の試験規程に定める方法に準じて行うことができる。

排出ガス対策説明書

車名及び型式	原動機の型式
排出ガス規制の年区分	排出ガス発散防止装置の型式

- 1 排出ガス発散防止装置の機能等
- 2 排出ガス測定値の証明資料
- 3 排出ガス測定方法等の資料

備考1 排出ガス成分の測定及び判定基準等については、次に掲げるものに準拠していること。

- ① 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「保安基準細目告示」という。）」（平成14年国土交通省告示第619号）の別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」（8モード法（ディスクリート試験サイクル又はRMC試験サイクル）及びNRTCモード法による排出ガス試験の適用を受ける自動車）及び別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」（7モード法による排出ガス試験の適用を受ける自動車）
- ② 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に基づき、同機構において定めた審査事務の実施に関する規程別添の試験規程のTRIAS31-J043(03)-01「ディーゼル特殊自動車排出ガス試験（8モード及びNRTC（RMC対応）」（8モード法（ディスクリート試験サイクル又はRMC試験サイクル）及びNRTCモード法による排出ガス試験の適用を受ける自動車）、TRIAS99-015-01「原動機車載出力試験（ディーゼル機関）」、TRIAS31-J103-01「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガス試験」及びTRIAS99-014-01原動機車載出力試験（ガソリン機関）
- 2 「1 排出ガス発散防止装置の機能等」については、申請装置の主な構成装置名及びその機能（諸元表（搭載エンジン）及び全体構造概念図を含む。）等を記載すること。
- 3 「2 排出ガス測定値の証明資料」については、排出ガスの測定の実施機関の名称、実施年月日等を明らかにした排出ガス成分値の証明書類又はそれらが明らかとなる資料（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施した場合を除く。）を添付すること。
- 4 「3 排出ガス測定方法等の資料」については、次の書類を添付すること。
ただし、搭載する原動機のメーカーが、第3の1の規定により排出ガス測定等を実施した場合であって、当該原動機メーカーより資料が提出されたときには、省略できる。
 - ①諸元表（搭載エンジン）
 - ②排出ガス対策項目
 - ③メンバエンジン表
 - ④供試機関選定事由書
 - ⑤供試機関仕様書
 - ⑥供試機関試験成績表
 - ⑦耐久性を証する書面
 - ⑧供試機関出力試験成績表
 - ⑨外観図（シャシ全体図、原動機全体図、燃料装置）
- 5 本表は、定格出力が19kW以上560kW未満であって軽油、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を搭載するものに限り記載すること。

刈 取 脱 穀 部 等 諸 元 表

車名及び型式		
刈 取 部	刈取条数(条)	
	前処理方式	
	切断部形式	
	有効刈幅(cm)	
	刈高さの調整と範囲(cm)	
搬送部	搬送方法	
脱 穀 選 別 部	こぎ胴径×幅(mm)	
	回転速度(rpm)	
	こぎ歯の種類	
	選別方法	
穀粒取出方法		
排ワラ処理方法		

薬剤タンク・ポンプ・噴霧ノズル等諸元表

車名及び型式		
用途区分		
作業用原動機	駆動対象	
	型式名	
	呼称出力/定格回転速度 (kW{PS} /rpm) (rpm)	
	種類	
給水ポンプ	型式名	
	形式	
	吐出量 (L/min)	
薬剤タンク容量 (L)		
薬剤攪拌方式		
噴霧用ポンプ	型式名	
	形式	
	吐出量 (L/min)	
送風機	型式	
	吐出口径 (mm)	
	常用回転速度 (rpm)	
	使用時推定風量 (\hat{a} /min)	
散布装置	対象作物	
	ノズル	型式又は種類
		穴径及び総個数 (mm×個)
		噴霧量 (L/min)
	噴頭部	型式
		寸法 (長さ, 折幅, 厚さ)
散布幅 (m)		
備考		

植 付 部 等 諸 元 表

車名及び型式		
フロートの個数(個)		
貯 苗 部	苗横送り方式	
	苗縦送り方式	
植 付 部	植付方式	
	条数(条)	
	条間(cm)	
	株間(cm)	
	植付爪	
施 肥 部	施肥装置の種類	
	ホッパの容量、個数	
備考		

構造変更経緯書

原動機型式

車名型式

総排気量

L

文書番号	認定年月日	型式認定番号
文書番号	変更承認年月日	変更の概要